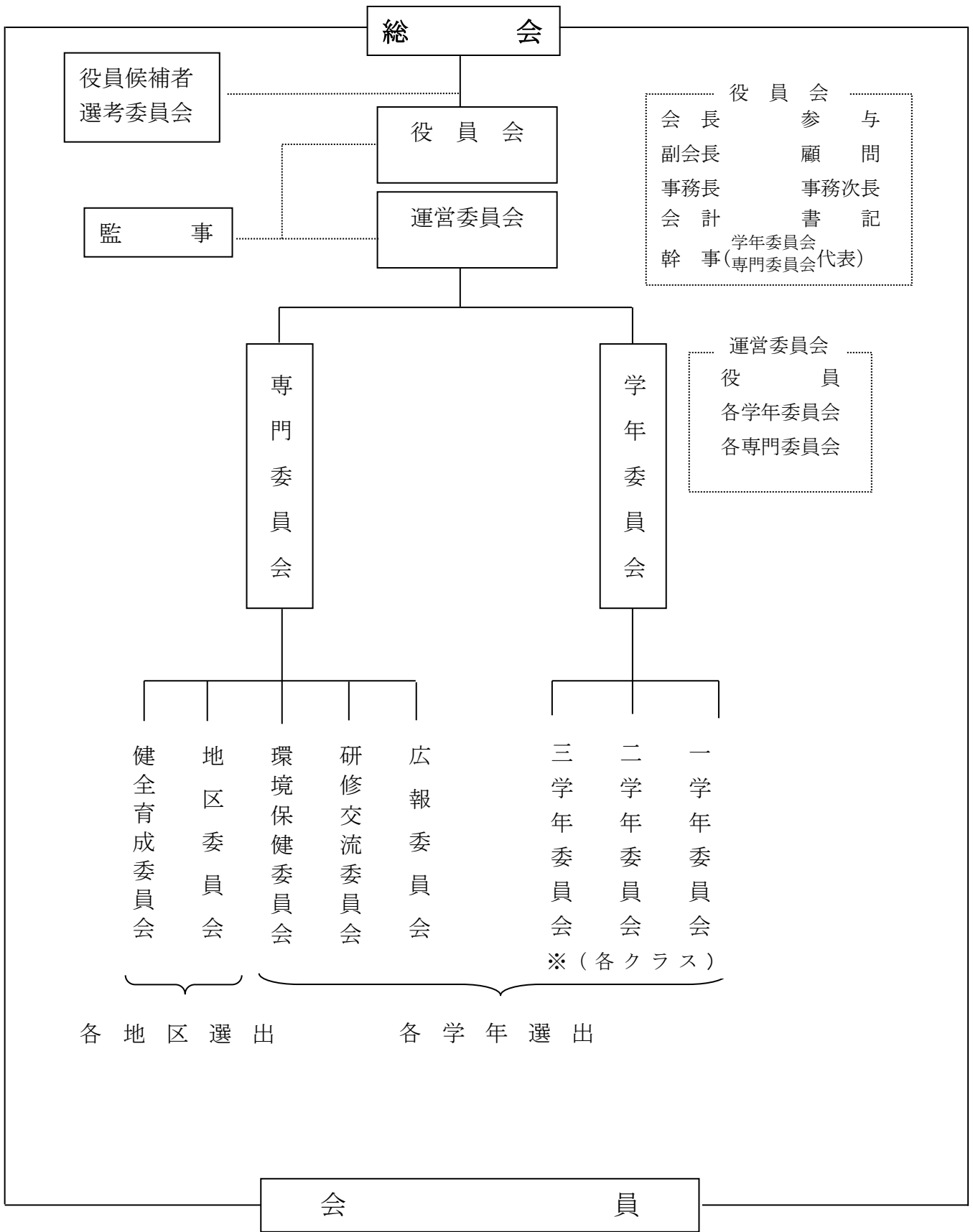


仙台市立中山中学校 PTA 組織図



仙台市立中山中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び会員

第 1 条 本会は、仙台市立中山中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 仙台市立中山中学校生徒の父母または、これを代行するもの。
2. 仙台市立中山中学校に在職する教職員。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は、会員相互の協力により、家庭と学校及び社会における生徒の幸福と健全な成長を図ると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 生徒の教育及び生活環境を良くする。
2. 家庭と学校の緊密な連携を図る。
3. 会員の教養研鑽に努める。
4. 教育の振興に関する調査研究をする。
5. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
6. その他目的を達成するために、必要な活動をする。

第 5 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

1. 特定の政治団体や宗教にかたよる行為をしない。
2. 利益を目的とする行為をしない。
3. 学校の管理運営には干渉しない。

第 3 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

1. 会 長 1 名 (P)
2. 副 会 長 3 名 (P)
3. 事 務 長 1 名 (T)
4. 事務次長 1 名 (T)
5. 会 計 2 名 (P ・ T)
6. 書 記 2 名 (P ・ T)
7. 幹 事 2 名 (P)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 事務長は、会長の指示により本会の事務を掌理する。
4. 会計は、本会の会計をつかさどる。
5. 書記は事務長の指示により本会の事務処理に当たる。
6. 幹事は、本会の庶務を行う。

第 8 条 本会に顧問及び参与をおく。

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任務が満了しても、新任者が決まるまでは、その職務を行なわなければならない。
4. ただし、会長が必要と認めるときは、会長を除く役員について、任務満了前であっても、次期役員候補者にその職務を委嘱することができる。
5. 前項において職務の委嘱を受ける次期役員候補者は、役員候補者選考委員会の選考を経て、予め運営委員会の承認をえなければならない。

第10条 役員の選出方法については、別に細則で定める。

2. ただし、幹事は専門委員長及び学年委員長の互選により選出する。
3. 顧問は、PTA顧問委嘱規程により、会長が委嘱する。
4. 参与は学校長を委嘱する。

第11条 役員候補者選考委員は、別に細則で定める。

第4章 会 議

第12条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会とし、会長が招集する。

第13条 総会は、この会の最高の議決機関であり、全会員をもって構成し、定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は年1回とする。
3. 総会には、次の事項を付議する。
 - (1) 事業の計画及び報告。
 - (2) 予算及び決算の承認。
 - (3) 会則の改廃。
 - (4) 役員承認。
 - (5) その他特に重要な事項。
4. 総会は会員の2分の1以上（委任状含む）の出席をもって成立する。
5. 総会の議事の議長及び議決は、次のとおりとする。
 - (1) 議長は、出席した構成員の中から互選する。
 - (2) 議決は、出席者の過半数によって可否を決定し、可否同数のときは議長が決定する。

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員、各学年正・副委員長、各専門部正・副委員長、をもって構成し、会務の企画執行及び運営について審議する。

2. 運営委員会は、構成員の2分の1以上（委員会は代理出席可）の出席をもって成立する。
3. 運営委員会の議事の議長及び議決は、次のとおりとする。
 - (1) 議長は、本会の副会長とする。
 - (2) 議決は、出席者の過半数によって可否を決定し、可否同数のときは議長が決定する。

第15条 役員会は会務の執行について協議し、必要に応じて開催する。

第16条 役員会の任務として事業計画、予算、決算等の運営に関する事項、各委員会の連絡調整を行う。

第5章 学年委員会及び専門委員会

第17条 本会は、会務の運営の円滑を図るため、学年委員会及び専門委員会を設けるものとする。

第18条 前条による学年委員会、及び専門委員会の設置、構成員ならびに会の運営に関する事項は別に定める。

第19条 本会の運営上必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て臨時の委員会を設置することができる。

2. 前項により設置した委員会の構成員については、その都度運営委員会にて決定する。

第6章 会 計

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費の額は、総会で定める。

第22条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて、執行されなければならない。

第23条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第24条 予算の追加、または更正の必要が生じた場合、運営委員会の議決を経て、なおすことができる。

第25条 会計は、現金出納簿、その他の必要な帳簿を備え、出納状況を明らかにしなければならない。

第26条 会計は9月と3月の2回及び監事の求めにより、随時監査を受けなければならない。

第27条 本会の金銭及び財産は、第3条に定める目的以外に使用することができない。

第7章 監 事

第28条 本会の会計を監査するために監事2名を置く。

第29条 監事の選出は役員候補者選考委員会で行い総会の承認を受ける。

第30条 監事の任期については第9条を適用する。

第31条 監事の任務は次のとおりとする。

1. 年間2回以上金銭出納その他の会計事務の監査をする。
2. 監査の結果を総会にて報告する。
3. 監事は運営委員会及び役員会にオブザーバーとして出席できる。

第32条 監事は役員及び各委員会の委員を兼ねることはできない。

第8章 補 則

第33条 この会則で定めたものの他、本会に必要な事項は運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第34条 付則

この会の会則は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成13年 2月16日一部改正

平成16年12月16日一部改正

平成23年 4月22日一部改正

学年委員会規程

第1条 この規程は、本会会則第18条により定める。

第1学年会 第1学年委員会

第2学年会 第2学年委員会

第3学年会 第3学年委員会

第2条 学年委員会の任務は次のとおりとする。

1. 生徒の学習活動ならびに生活態度などの向上を図るため、学年運営に協力し援助する。
2. 各学年委員会は、各学級より選出された父母及び、学年を代表する教師をもって構成し、それぞれの学年会の活動を推進する。
3. 学年委員長、副委員長、及び学年を代表する教師をもって学年連絡会を組織し、学年委員会の連絡調整にあたる。

第3条 この規程は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成23年 4月22日一部改正

専門委員会規程

第1条 この規程は、本会会則第18条により定める。

第2条 本会の事業を推進するため、次の専門委員会を設ける。

1. 広報委員会
2. 研修交流委員会
3. 環境保健委員会
4. 健全育成委員会
5. 地区委員会

第3条 各専門委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 広報委員会
広報活動、新聞発行、その他各委員会に属さない事項
2. 研修交流委員会
会員の研修・親睦に関する事項
3. 環境保健委員会
生徒、会員の体育スポーツの奨励援助ならびに、保健衛生及び環境の整備充実に関する事項
4. 健全育成委員会
生徒の校外における生活指導と事故防止並びに生徒の健全育成に関する事項
5. 地区委員会
地区委員会の情報交換と地区生徒会の育成を援助し、学校と地区との密接な関連を図る。
(地区は学校生徒会の地区区分に準ずる。)

第4条 この規程は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成 7年 4月 1日一部改正

平成23年 4月22日一部改正

細 則

第1条 この会の細則は、本会則第10条により役員、第11条により役員候補者選考委員ならびに第18条により委員の選出及び就任について定める。

第2条 役員候補者選考委員会の構成は次のとおりとする。

1. 学年ごとに4名選出する。
2. 現年度の役員で次年度退会もしくは退任する役員より若干名選出する。
3. 教職員から若干名を選出する。

第3条

1. 役員候補者選考委員は原則として役員になることができない。
2. 役員候補者選考委員の氏名は役員選出の行なわれる前に発表する。

第4条

1. 役員候補者選考委員会は、会員より推薦された候補者の中から定員数の次期役員候補者を選考する。
2. 次期役員候補者は、現年度内に選考するものとする。
3. 役員候補者選考委員会は、次期役員候補者を現年度内に開かれる最終の運営委員会の前に選考し、当該運営委員会に報告しなければならない。

第5条 役員候補者選考委員会の選考する役員は次のとおりとする。

会 長	1名	副会長	3名	事務長	1名	事務次長	1名
会 計	2名	書 記	2名	監 事	2名		

但し、事務長1名、事務次長1名、会計1名、書記1名は学校長が教職員より選出する。

第6条 役員候補者の推薦は、その氏名を公表する前に被推薦者の同意を得ておかなければならない。

第7条

1. 役員は定期総会において承認を受け就任する。
2. 前年度において、次期役員候補者として職務の委嘱を受けた場合でも、あらためて定期総会の承認を受けなければ、その職務を継続することはできない。

第8条

1. 会長に欠員が生じた場合には、副会長の互選によってその中の1名が昇任する。
2. 任期は前任者の残任期間とする。

第9条

1. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会において協議の上これを補充する。
2. 任期は前任者の残任期間とする。

第10条 各学年委員及び各専門委員の選出は、次の方法による。

1. 学年委員はクラスごと2名及び広報、研修交流、環境保健委員は各学年ごとに4名を父母の互選で選出する。地区、健全育成委員は、地区ごとに地区委員が地区会員を招集し各1名選出する。
2. 学校側委員、若干名は学校長が教職員より選出する。
3. 各専門委員、及び、各学年委員の委員長1名、副委員長若干名は各委員の互選により選出する。

第11条 この細則は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成 4年 3月18日一部改正

平成 7年 4月 1日一部改正

平成 8年 3月21日一部改正

平成16年12月16日一部改正

平成23年 4月22日一部改正

P T A表彰規程

第1条 仙台市立中山中学校P T A会員として、本会の発展に尽力し、その実績の顕著な者はこの規程により表彰する。

第2条 前条の表彰は、以下の各号の1に該当する者のうちから、運営委員会が選考する。

1. 会長として尽力し、その実績顕著な者
2. 2年以上にわたり、役員及び運営委員として尽力し、その実績顕著な者
3. その他、P T A活動ならびに学校教育の振興に関して特に功績のあった者
 - (1) 表彰した場合は、表彰者名簿に記載して保存する。
 - (2) 表彰の日は、定期総会とする。

第3条 表彰に当たっては、感謝状ならびに記念品を贈呈する。

第4条 この規程は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成 8年 3月21日一部改正

平成23年 4月22日一部改正

P T A顧問委嘱規程

第1条 仙台市立中山中学校P T Aに顧問を置く。

第2条 顧問は、本会の運営に助言を与えることができる。

第3条 顧問は、前会長もしくは、それに準ずる者とし本会を退会した者。

第4条 任期は1年として、再任は妨げない。

第5条 この規程は、昭和63年 3月23日より施行する。

平成 5年 3月19日一部改正

平成15年 4月23日一部改正

平成23年 4月22日一部改正

慶弔に関する規程

第1条 会員が次の場合、下記の場合の通り慶弔の意を表す。

1. 教職員の結婚の場合は、御祝金と祝電
2. 教職員と会員及び生徒が死亡の場合は、御見舞金と弔電と生花
3. 教職員の配偶者及び一親等の者が死亡した場合は、御見舞金と弔電
4. 教職員転任（退職を含む）の場合は、生花
5. 上記金額、その他必要と認められる慶弔見舞金、御祝い金に関しては、その都度役員会に一任する。

第2条 この規程は、平成16年12月16日より施行する。

旅費に関する規程

第1条 会員が市P協，区P連，その他の研修会に携わる場合は，次のように旅費を支給する。
但し，中総体の巡視を除く。

1. 仙台市内（学区内を除く） 一律 1,000円

2. その他 第2条により処理する

第2条 交通費がこの規定額を超える場合は，役員会の承認を受け支給する。

第3条 この規程は，平成16年12月16日より施行する。